

平成 27 年 12 月 1 日
J P E C 自動車・新燃料部

一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素充填技術基準 (圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0003」の改正案について

一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素充填技術基準(圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0003」改正案について、充填関係基準分科会(平成 27 年 11 月 26 日開催)において審議した結果、後述の指摘事項を頂いた。

それらの指摘事項を踏まえて、当初の改正案に対して、さらなる改正を加え、新たに改正案を作成しました。つきましては、書面投票にてご審議いただきたくお諮りいたしますので、改正案について「賛成」、「コメント付賛成」または「反対」の投票をお願いいたします。

「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きます様お願いいたします。

記

1. 指摘事項および修正案

① 新たな基準の適用対象が 10kg 超の容量の容器とされている点を踏まえて、30kg という値が大きい容器の容量の目安値として、解説に記載されている。仮に 30kg を超える容器を搭載した車両への充填を行う場合に、容量を 30kg と想定して充填しても、安全上問題ないという点に関して、解説に付記しておくこと。

<修正案>

解説『9) 付属書 I 「10kg 超の容量を有する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る圧縮水素充填技術基準」に係る補足』の「② 目標圧力上昇率の設定」に以下の文言を追加する。

(追加文)

なお、「付属書 I 10kg 超の容量を有する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に対する圧縮水素充填技術基準」に示されているように、容器容量は、容器容量に対応して適切な目標圧力上昇率の決定に対して必要となる値である。したがって、本基準の場合と異なり、安全上の要件となるものではない。仮に 30kg を超える容量の容器を搭載した車両への充填において、容器容量を 30kg と想定して、目標圧力上昇率が設定された場合においても、充填途中での充填終了等の運用上の問題が発生する可能性はあるものの、安全上の問題を発生させることはない。

② 「1. 目的及び本資料の位置づけ」において、圧縮水素スタンドについて移動式圧縮水素スタンドの除外に関する補足で、「コンビ則第8条の2」が示されているが、コンビ則には該当する規定がないことから、削除すること。

<修正案>

当該部分『一般則第8条の2及びコンビ則第8条の2に規定される移動式圧縮水素スタンドを含む。』から「及びコンビ則第8条の2」を削除する。

2. 資料

圧縮水素充填技術基準（案） 圧縮水素スタンド関係 JPEC-S 0003

以上